

【判例評釈】

## 養子縁組無効の訴えの原告適格

最判平成31年3月5日判時2421号21頁、  
判タ1460号39頁、家庭の法と裁判21号51頁、  
金商1569号15頁、金法2123号58頁  
平成30年(受)第1197号  
養子縁組無効確認請求事件

甲南大学法科大学院教授 宮川 聡

### 【事実】

大正13年にDを母とする非嫡出子として出生したCは、昭和23年3月4日、Eと婚姻し、同人との間に長女Kをもうけたが、昭和28年9月15日にEが死亡し、平成6年7月16日にはKも死亡した。

Cには、異父兄(D・L間の子であるMおよびN)とMの子ら(Cにとっては甥)がいる。

Y(被告・被控訴人・上诉人)は、昭和26年、Eの兄であるFとPの子として生まれ、昭和58年8月に補助参加人Hと婚姻し、第1審判決後の平成29年10月5日に死亡した。

X(原告・控訴人・被上诉人)は、平成4年12月10日にYの姉であるGと婚姻した。GはCと親族関係にあるが(3親等の姻族)、控訴人とCには親族関係はない。

平成22年10月22日に、Cを養親とし、Bを養子とする養子縁組の届出がなされた。

平成22年7月11日付のC名義の自筆証書遺言には、Cの全財産をXに相続させる旨の記載があった。その後、平成25年12月23日にCが死亡した。

Yは、平成28年1月21日に、Xおよびその妻Gを被告として遺留分減殺請求訴訟を提起した(別件訴訟)。

これに対して、平成29年5月8日、XはYを相

手取って本件養子縁組無効確認の訴えを徳島家庭裁判所に提起した。

第1審の徳島家裁(平成29年9月22日判決)は、「第三者の提起する養子縁組無効の訴えは、養子縁組が無効であることによりその者が自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けないときは、訴えの利益を欠く(最判昭和63年3月1日民集42巻3号157頁)。これを本件についてみると、……XはCの親族ではなく、本件養子縁組の養親であるCから包括遺贈を受けた者であり得るにとどまるから、本件養子縁組が無効であることにより自己の身分関係に関する地位に直接影響を受ける者には当たらない。Xは、本件請求の本案判決が得られなくても、別件訴訟(遺留分減殺請求訴訟)で本件養子縁組の無効を主張すれば、Yに対して自己の権利利益を防御することができるし、仮にYがXの包括受遺者の地位を争う別途の法的手続(たとえば遺言無効確認の訴え)をとったとしても、同様に自己の権利利益を防御することができるから、上記のように解したとしても、Xに過酷な不利益が生ずることはない。」として、訴えを不適法却下した。

そこで、Xが控訴したところ(第1審判決後に死亡した被告Yの地位は検察官が引き継ぎ、Yの妻Hが補助参加[人訴15条]している)、高松高等裁判所(平成30年4月12日判決)は、訴えの利益(Xの原告適格)を認める逆転判決を言い渡した(控訴

認容・原判決取消し・差戻し)。すなわち、高松高裁は、第1審の徳島家裁と同じように、昭和63年の最高裁判決を引用し、「当該養子縁組が無効であることにより自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けることのない者は、訴えの利益を有しないと解される」としながらも、「ここでいう自己の身分関係とは、可能的なものを含め、身分に関する実体法規に定める地位（相続、扶養、婚姻制限）又はこれに関する権利の行使若しくは義務の履行に影響を受けることをいうものと解される」が、「①控訴人は、本件養子縁組上の養親であるCとは親族関係にはないが、本件養子縁組上の養子であるBとは親族関係（2親等の姻族）にあること、②Cは、控訴人に全財産を包括遺贈する旨の本件遺言をし、同遺言は、平成25年12月23日のCの死亡により効力が生じ（民法985条1項）、控訴人Xは、これにより相続人と同一の権利義務を有する地位を取得したこと（民法990条）」を考えると、「控訴人Xは、本件養子縁組によりCの嫡出子たる身分を取得したBから遺留分減殺請求を受ける地位にあり（現に、…Yは、遺留分減殺請求権を行使してその旨の訴訟を提起し、その地位は補助参加人が承継している。）、同請求を受けた場合には、自己の財産上（相続）の権利義務に影響を受けることは明らかである。また、本件においては全部包括遺贈であるから直ちに問題となるわけではないが、一部包括遺贈の場合で他に相続人があるときには、遺産分割の当事者となるべき地位を有することになる」として、養親から包括遺贈を受けた受遺者という地位は、「本件養子縁組の養親であるCの相続に関する法的地位であるといえるから、…自己の身分関係に関する地位に直接影響を受ける者に当たるといふべきである」との結論を導いた。

これに対して、補助参加人Hが上告および上告受理の申立てを行った。

## [判旨]

原判決破棄・控訴棄却

原判決を容認できない理由として、以下のよう述べている。

「(1)養子縁組の無効の訴えは縁組当事者以外の者もこれを提起することができるが、当該養子縁組が無効であることにより自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けることのない者は上記訴えにつき法律上の利益を有しないと解される（最高裁昭和59年（オ）第236号同63年3月1日第3小法廷判決・民集42巻3号157頁3照）。そして、遺贈は、遺言によって受遺者に財産権を与える遺言者の意思表示であるから、養親の相続財産全部の包括遺贈を受けた者は、養子から遺留分減殺請求を受けたとしても、当該養子縁組が無効であることにより自己の財産上の権利義務に影響を受けるにすぎない。したがって、養子縁組の無効の訴えを提起する者は、養親の相続財産全部の包括遺贈を受けたことから直ちに当該訴えにつき法律上の利益を有するとはいえないと解するのが相当である。

(2) そして、被上告人は、亡Bの相続財産全部の包括遺贈を受けたものの、亡Bとの間に親族関係がなく、亡Cとの間に義兄（2親等の姻族）という身分関係があるにすぎないから、本件養子縁組の無効により自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けることはなく、本件養子縁組の無効の訴えにつき法律上の利益を有しないといふべきである。」

## [評釈]

### 1 養子縁組無効確認の訴えの法的性質

本件では、養子縁組無効の訴えについて訴えの利益ないし原告適格が争われているが、まずこの訴えの法的性格に関する見解をみておこう。

#### (1) 形成訴訟説

養子縁組無効の訴えは形成訴訟であるから、請求

認容判決の確定によってはじめて新しい法律関係が形成されることになるので、それまではいかなる者も法律関係の変動を主張することはできないという立場（兼子一「判例民事訴訟法」（弘文堂1950年）74頁、同・新修民事訴訟法体系（酒井書店1965年）146頁、山木戸克己「人事訴訟手続法」（有斐閣1958年42頁など<sup>1)</sup>）である。

通常、形成訴訟についてはだれが訴えを提起することができるか（＝原告適格者）についても法が定めているので、あまり問題になることはない。しかし、人事訴訟事件である養子縁組無効の訴えについては、現行法においても<sup>2)</sup>、また旧法（人事訴訟手続法）下でも規定がなく、解釈に委ねられていた。養子縁組無効の訴えは形成訴訟であるとする立場に立つ山木戸教授は、養子縁組の当事者（養親及び養子自身）以外の第三者はこの訴えを提起することはできないとされる。

もっとも、形成訴訟説を支持しながら、訴えの提起について法律上の利害関係があれば足りるとして、その範囲に明確な制限を設けない立場をとる論者もあり（たとえば、加藤令蔵「実務人事訴訟法」135頁以下）、訴えの法的性質が決まれば論理必然的に原告適格者の範囲の広狭が自動的に決まるわけではない点に注意が必要であろう。

## （2）確認訴訟説

判例および学説の多数説（我妻栄「親族法」54頁以下など）は、養子縁組無効の訴えを確認訴訟であるとする。この立場は、無効原因（縁組意思の不存在または養子縁組の届出がないこと<sup>3)</sup>）があると

きは、養子縁組は最初から無効であり、その無効は誰でもどのような形でも主張することができるというところから出発する。そして、養子縁組の無効を確認する判決が確定していなくても、別の訴訟において請求原因や抗弁の形でそれを主張することができるのである（判例は、大判大正13年2月9日新聞2253号16頁以降、一貫してこの立場を採用している。）。また、のちに取り上げる原告適格については、確認の利益が認められれば原則として当事者適格も認められるという考え方に従い、確認の利益の有無を基準に判断するという立場に立っている。

## 2 第三者が提起する養子縁組無効の訴えにおける当事者適格に関する判例

### （1）大審院の判例

#### ①大判昭和3年6月29日新聞2888号9頁

原告は養親（前戸主）と4等親の血族、養子（現戸主）とは5親等の血族に該当する親族であり、養子の戸主権に服する関係にあるとして法的な利害関係があると主張し、養子縁組無効の訴えを提起した。

大審院は、「単ニ縁組当事者ト4等親又ハ5等親ノ血族関係アリトノ事実ノミニ依リテハ縁組無効確認ノ訴訟ヲ提起シ得ヘキ権利ヲ有スルモノト謂フヲ得サル。仮ニ本件養子縁組カ原告人主張ノ如ク無効ナリトスルモ被告原告人ハ当然ニ其ノ戸主権ヲ喪失スルコトナク從テ原告人カ仮令本訴ニ於テ勝訴ノ判決ヲ得タリトスルモ依然トシテ被告原告人ノ家族トシテ其ノ戸主権ニ服スルコトヲ免ルヘカラサルヲ以テ此

1) 最近の文献では、梶村太市＝徳田和幸編著・家事事件手続法（第3版）（有斐閣 2016年）415頁（若林昌子執筆）が、婚姻無効の訴えについてではあるが、「（訴えの）性質は、一般的に他の訴えで前提問題として主張することを許すことが合理的か、あるいは、常に判決を要求して明確性を追求すべきかについて実体法の趣旨から結論を導くものということができる。つまり、確認訴訟説では、無効な婚姻判決がなくても当然に無効で、利害関係人は相続に関する訴訟などにおいて、その前提として婚姻の無効を主張し得ることになるが、そのように解すると、婚姻届の存在は、婚姻の存在することを事実上推定する効果を持つだけとなり、婚姻の成立要件としての意味を失う。さらに、婚姻の効力が相対的に決まることになり、当事者以外の者が他人の婚姻の無効を主張する余地を認めることになり妥当ではない。したがって、婚姻の無効・取消しは判決によって形成されると考えるべきであろう。」とする。

2) 立法担当者は、養子縁組無効の訴えを確認訴訟とする立場から、その現奥適格者については訴えの利益の有無により判断することになるので、解釈に委ねるため規定を設けなかったと説明している。

3) 養子縁組の届出がない場合、縁組の効力がそもそも生じていないのであるから、無効というよりは不存在であるとして、無効原因を縁組意思の不存在に限定する考え方も有力である。

ノ点ニ於テモ上告人ハ本件養子縁組ノ無効ヲ即時ニ確定スヘキ法律上ノ利益ヲ有スルモノト謂フヲ得ス」として、養親と親族関係にあることだけでは足りないとの立場を採用した<sup>4)</sup>。

②大判昭和7年2月19日法律新聞3379号9頁は、亡養親と3親等の血族関係にある原告が養子縁組無効確認の訴えを提起した事案について、昭和3年判決を採用したうえで、さらに次のように述べている。すなわち、「第三者カ他人間ニ為サレタル養子縁組ニ付無効確認ノ判決ヲ求ムルニハ其ノ無効ノ即時確定ニ付法律上ノ利益ヲ有スル場合ナラサル可カラス…スル利益（即時確定の利益）ヲ有スルモノト為スニハ単ニ縁組ノ当事者ト親族関係アルコトノミヲ以テ足レリトセス尚当該縁組ノ無効ナルコトニ因リテ或ハ特定ノ権利ヲ有シ又ハ特定ノ義務ヲ免ルルニ至ルカ如キ利害関係アルコトヲ要スルモノト解スヘキモノトス（下線筆者）」との立場を明言した。

③大判昭和7年3月25日新聞3395号14頁も、「第三者カ養子縁組無効ノ訴ヲ提起シ得ルハ其ノ無効ヲ即時ニ確定スヘキ法律上ノ利益ヲ有スル場合ニ限ルモノニシテスカル利益ヲ有スト為スニハ其第三者カ縁組無効ノ判決ニ因リテ直接ニ特定ノ権利ヲ有シ又ハ特定ノ義務ヲ免ルルニ至ルカ如キ利害関係ノ現存スルコトヲ必要トスルモノト解スルヲ相当トス」との立場を採用した。

④ところが、大判昭和11年10月23日民集15巻1865頁（原告以外には養親また養子の親族がいないため、従前の立場に従い原告の原告適格を否定してしまうと、誰もこの訴えを提起することができなくなってしまう事案）は、「養子縁組無効確認ノ訴ヲ提起スルヲ得ル者ハ養親子以外ニ在リテハ少クトモ其ノ孰カノ親族タルカ爾ヲサレハ則チ無効ヲ確認スル判決ニ因リ直チニ権利ヲ得又ハ義務ヲ免ルルカ如キ地位ニ在ルコトヲ必要トスト解スルヲ相当トス（当院昭和十年（オ）第1487号同年12月24日

言渡判決）」として、養子縁組無効確認の訴えの原告適格が認められる要件としては、(a) 養親または養子と親族関係にあること、あるいは (b) 養子縁組が無効とされれば、そのことから直接権利を得るか、義務を免れる関係にあることを挙げ、いずれか一方を充足すればそれで足りると判断した。

⑤大判昭和14年12月8日新聞4512号9頁も④判決と同じ立場を採用している（「養子縁組無効確認ノ訴ハ養親子ノ孰レカ一方ノ親族ナル以上之ヲ提起スルコトヲ得ルモノニシテスル親族カ縦令該判決ニ因リ直ニ権利ヲ得又ハ義務ヲ免ルルカ如キ地位ニ在ラストスルモノ其ノ無効ヲ即時ニ確定スヘキ法律上ノ利益ヲ有スルモノト解スルヲ相当トス」）。

大審院は、当初、(a) 養親または養子と親族関係にあることに加えて、(b) 養子縁組が無効になることによって直接何らかの権利を取得するか、義務を免れる関係になれば原告適格は認められないという立場をとったが、④判決において (a) の要件又は (b) の要件のいずれかを満たしていればよいという立場に変更したのである。

## (2) 第2次大戦後の判例

⑥東京高判昭和35年12月21日東京高裁民事判決時報11巻12号319頁は、養親の実子〔長男〕の妻と子が原告となった事案であるが、「縁組無効確認の訴の原告たり得る者については、人事訴訟手続法等に明確な規定がなく、見解もわかれているところであるが、縁組当事者以外の第三者といえどもその利益あるかぎり、右無効の確認を求めることができるものというべく、その利益があるとなすには、縁組の無効によって直接に特定の権利を取得または特定の義務を免れるごとき利害関係の現存することを必要とするものと解するを相当とする。而して縁組当事者の親族であっても、扶養相続に関して直接影響をうける者でなければ、右いわゆる利害関係があ

4) ①判例や②判例で大審院は同旨の先例として大正14年4月13日の大審院の判決を引用しているが、これを発見することができなかった。

るとはいい得ないものと解する。

控訴人 X2、同 X3は、被控訴人 Y1の長男である亡 A とその妻控訴人 X1との間に出生した子であり、A が昭和24年7月18日死亡後、X1と被控訴人 Y2とは1時内縁関係にあつたことが認められる。してみれば、本件縁組の無効によって、控訴人 X2、同 X3は扶養、相続に関し直接影響を受けるが、控訴人 X1はかかる影響を受ける者ではない。従って、控訴人 X2、X3は、本件縁組無効確認を求める当事者適格を有するが、控訴人 X1は当事者適格を有せず、同人の本訴は不適法であるといわなければならない。」

⑦名古屋高判昭和41年2月9日下民集17巻1・2号62頁は、養親が禁治産者であるときに後見人が後見人の地位に基づき養子縁組無効の訴えを提起した事案である。名古屋高裁は、養子縁組無効の訴は縁組当事者に限らず、第三者もこれを提起することができるが、規定されていない提訴できる第三者の範囲については、確認訴訟一般の理論に従い、縁組の無効を確認する法律上の利益を有する者、すなわちその確認によって相続、扶養その他の身分的権利義務に直接影響を受ける者または特定の権利を取得しもしくは義務を免れる者に限られると一般論を述べたうえで、以下のような判断を示した。

被控訴人 Xは前認定のとおり禁治産者 A の姉 C の夫という関係にとどまり、右無効確認により相続、扶養その他の身分的権利義務に直接に影響を受ける者であること、または特定の権利を取得し、もしくは義務を免れる者であることを認めるに足る証拠はない。従って被控訴人は第三者として養子縁組無効確認を求める法律上の利益を有しないものというべきである。」

⑧最判昭和43年12月20日判時546号69頁、判タ230号166頁は、「本件訴が、養子縁組無効の訴であることは、所論のとおりであるが、原審が適法に確定した事実によれば、被上告人らは、いずれも、亡養親の子であるというのであるから、養親と上告人らとの間の養子縁組無効の訴につき、訴の利益を有

するものといわなければならない（大審院昭和11年（オ）第1513号同年10月23日判決民集15巻1865頁3照）。」とした。大審院の⑤判決を引用していることを考えると、養親または養子と親族関係にある者であれば、当然に養子縁組無効の訴えについて原告適格を認められるという立場に立っているかのようにも考えられるが、原告が養親の実子であることからすれば、(a)、(b) 両要件の充足を求める立場でも原告適格が肯定された事案であるため、最高裁がいずれの立場をとるかははっきりしなかった。

⑨東京高判昭和52年6月30日下民集28巻5-8号766頁

「養子縁組無効確認の訴を提起しうる者の範囲については、必ずしも縁組当事者である養親又は養子に限られるものと解すべきいわれはないが、右訴に対する判決が対世的効力を有するものとされ（人事訴訟手続法26条、18条1項）、これにより縁組当事者の関係のみならず当該養親子関係を基本として形成されている身分関係にも広く影響が及ぶことを勘案するときは、縁組当事者以外の第三者にあつては、少なくともその一方の親族であつて縁組無効の判決により直ちに相続、扶養等の身分関係に基づく権利義務を取得しもしくは免れる者に限るべきであり、右と異なり養親子のいずれとの間にも親族関係がなく養子縁組の無効につき単なる財産上の利害関係を有するにすぎない者は、当該財産上の権利義務の前提問題として養子縁組の無効を主張しうるとするだけで十分であり、それ以上に他人間の身分関係の存否に介入し、これを対世的効力をもつて確定させるに至る養子縁組無効確認の訴を提起することはできないと解するのが相当である。」として、養親及び養子の親族ではなく、養親と相続財産の一部である不動産の売買契約を締結していた債権者が養子縁組無効の訴えを提起した事案である。本件の原告は、別訴において被告養子から売買契約の無効による請求及び遺留分減殺請求を提起されており、その判断の前提として縁組無効が問題になっていたという事

情がある<sup>5)</sup>。

⑩東京高判昭和58年11月17日判時1100号74頁(①判決の原審)

「養子縁組の当事者以外の第三者であっても、養子縁組の無効を確認するについて法律上の利益を有する場合には、その無効確認の訴えを提起する原告適格を有するものと解されるが、右訴えは身分関係の事件に属し、これに対する判決は対世的効力を有するものとされ(人事訴訟手続法第26条、第18条第1項)、これにより養子縁組の当事者のみならず、当該養親子関係を基本として形成された身分関係についても広く影響が及ぶこととされて、当該養子縁組の効力の有無をめぐる紛争を全面的に解決することがはかられていることを考慮すると、養子縁組の無効確認を求めるについて法律上の利益を有するというためには、その者が少なくとも養親子の一方(それが夫婦である場合には更に少くともその一方)の親族であって、養子縁組無効確認の判決により自己の相続、扶養等の身分関係上の地位(権利義務)に直接影響を受けるという関係にあることが必要であると解するのが相当であり、その者が養親子の一方の親族であっても、右のような関係になく、単に養子縁組無効確認の判決により自己の個別な財産上の権利義務について影響を受けるにすぎない場合には、これを有しないものと解するのが相当である。ただし、後者のような場合には、当該個別な財産上の権利義務の存否の前提問題として養子縁組の無効を主張させ、個別的、相対的な解決をはかることを認めるだけで十分であり、それ以上に他人間の身分関係に介入し、これを対世的効力をもつて確定させることを認めるのは相当でないといわれるからで

ある。」

⑪最判昭和63年3月1日民集42巻3号157頁

本件判決のみならず多くの裁判例でこの判決が引用されていることから明らかなように、リーディングケースとなっている。死亡した養親(A、B)との関係で特別縁故者として財産分与を受けることのできる地位にあると主張する者が、養子(Y1、Y2)を相手取って提起した養子縁組無効確認訴訟である。

「養子縁組無効の訴えは縁組当事者以外の者もこれを提起することができるが、当該養子縁組が無効であることにより自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けることのない者は右訴えにつき法律上の利益を有しないと解するのが相当である。ただし、養子縁組無効の訴えは養子縁組の届出に係る身分関係が存在しないことを対世的に確認することを目的とするものであるから(人事訴訟手続法26条、18条1項)、養子縁組の無効により、自己の財産上の権利義務に影響を受けるにすぎない者は、その権利義務に関する限りでの個別的、相対的解決に利害関係を有するものとして、右権利義務に関する限りで縁組の無効を主張すれば足り、それを超えて他人間の身分関係の存否を対世的に確認することに利害関係を有するものではないからである。

これを本件についてみるに、原審が適法に確定した事実によれば、上告人は養親のBと伯従母(5親等の血族)、養子の被上告人Y1と従兄弟(4親等の血族)という身分関係にあるにすぎないのであるから、右事実関係のもとにおいて、上告人が本件養子縁組の無効確認を求めるにつき前示法律上の利益を有しないことは明らかであり、これと同旨の原審の

5) この判決については、奥山興悦判事の解説がある(判タ367号[1988年]145頁以下)。奥山判事は、「まず根本的な問題として、このような縁組無効確認の訴えを含めて身分関係存否確認の訴えというものを、他の財産権上の確認の訴えとそれほど異なるものとするべきであろうか。確かに前者については、これに対する判決が他の身分関係に及ぼす影響が大きいことから、一般に対世効を有するとされている点は大きな特色である。しかし、身分関係の確認といっても、その確認の利益に関する限り、財産関係の確認とそれほど根本において異なるのではなからうか。むしろ、財産上の利益と密接な関係があるからこそ身分関係上の争いが出てくるのであることを考えれば、このような身分関係確認訴訟の当事者適格を親族にのみ限定することはいささか形式的に過ぎると思われる(中川善之助・民商14巻5号791頁)。要は確認の利益であり、親族は通常このような利益があるとみられる場合が多いというだけのことであろう。逆にいえば、親族でない者についても、縁組の無効確認を求める法律上の利益があれば、その当事者適格を許してもよいのではなからうか。」と判例の立場に批判的か見解を明らかにされている。

判断は、正当として是認することができる。なお、所論のように、本件養子縁組が無効であるときは上告人が民法958条の3第1項のいわゆる特別縁故者として家庭裁判所の審判により養親のAの相続財産の分与を受ける可能性があるとしても、本件養子縁組が無効であることにより上告人の身分関係に関する地位が直接影響を受けるものということとはできないから、右判断を左右するものではない。」

⑫大阪高判平成4年5月27日判タ803号251頁（養親Y1と5親等、養子Y2と6親等の血族である原告が、Y1の公正証書遺言によって全財産の遺贈を受けていると主張して、養子縁組無効の訴えを提起した事案）

「養子縁組無効確認の訴えは、縁組当事者以外の者もこれを提起することができるが、当該養子縁組が無効であることにより自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けることのない者は、右訴えにつき法律上の利益を有しないと解するのが相当である（最高裁判所昭和63年3月1日第3小法廷判決・民集42巻3号157頁3照。）」として、最高裁の判決(⑪)に従うことを宣言した後、「これを本件についてみると、被控訴人Xは、控訴人Y1のいとこの子であるから、Y1の5親等の血族であり、また、本件養子縁組が有効であれば、Xと控訴人Y2との間には6親等の血族関係が生じることになり(民法727条)、

いずれも民法725条の定める親族の範囲に含まれることになる。ところで、民法、刑法その他の法令の規定により、親族関係に基づいて種々の法律効果が発生することは、被控訴人の主張するとおりである。しかし、被控訴人と控訴人兩名の間の関係は、せいぜい5親等又は6親等の親族関係にすぎないのであって、本件養子縁組が無効であることによって、被控訴人の相続・扶養等の関係に何ら影響を及ぼすものではないし、その他、被控訴人が具体的に権利を得、又は義務を免れるような関係にはないものといわなければならない。したがって、被控訴人は、現在の時点において、本件養子縁組が有効か無効かが確定しないことによって、身分関係上の地位が不安定であるとはいえないことが明らかである。」として、控訴を認容、原判決を取り消し、原告Xの訴えを却下する判決を言い渡した<sup>6)</sup>。

⑬大阪高判平成21年5月15日判時2067号42頁、判タ1323号251頁は、養母の相続財産法人が相続財産管理人を代表者として養子を相手取って養子縁組無効の訴えを提起したという珍しい事案について、次のような判断を示した<sup>7)</sup>。

控訴人(被告)の「相続財産法人は、養子縁組の無効によって単に財産上の権利義務に影響を受けるにすぎないから、養子縁組無効確認訴訟の原告適格を有しない」との主張について、「相続財産法人は

6) この判決については、矢田廣高判事の判例解説がある(判タ852号[1993年]251頁以下)が、以下のように批判的な見解を明らかにされている。

「養子縁組無効の訴えの多くは相続を巡る紛争の一面を有し、特に養親が末期養子が必要とするような事案においては、身分関係が比較的複雑な事案が多く、親等の遠近が直ちに人間関係の濃淡を示すものではなく、むしろ、親等の近い者がいないか、あるいは、それらの者との間が疎遠であって、そのため、相続が開始した場合に人間関係の実態に合わせて遺言がなされ、あるいは被相続人と生計を同じくしていた者、療養看護等に努めた者など相続人以外の者が特別縁故者として、一定の財産的期待を抱くことが多く、そのような中で突然養子縁組届出がなされることにより、その財産的期待が覆されることになるのである。

養親が生存中であれば、養親が自ら養子縁組無効の訴えを提起できるし、養親が意思能力を喪失している場合には、貢献員や後見監督人を選任したうえ、後見人や後見監督人が訴えを提起する必要があるが、養親が意思能力を喪失してしまった場合にはその利益を守ることは実際上の困難を伴うことが多いであろう。事故の経済的利益が背後に隠れていないかぎり、今日親族であるというだけで他人間の養子縁組関係について無効確認をすることは少ないであろう。

このように身分関係に関する地位に直接影響を受ける者がいないか、あるいはその者らには経済的な利害関係がないか無関心である場合に、第三者が養子縁組無効を主張して訴訟を提起することになるが、かかる財産上の利害関係しかない者にも十分な養子縁組無効確認の訴えの提起について動機と訴訟追行の意欲が認められる場合が多い。このように近親者がいないような場合にまで、身分関係に関する地位にないとして全て前提問題としてのみ争うこととすることがよいのか、あるいは前期最高裁判決のように特別縁故者として遺産の分与を受けるにすぎないため前提問題としても争うことが困難な場合にまで同様に考えるべきなのか根本的に考え直してみる余地があるように思われる。」と。

自然人ではないから、厳密に言えばその身分関係に関する地位というものを観念することはできない。しかしながら、相続財産法人は、相続開始時における被相続人に属していた一切の権利義務及びその他の法律関係を承継するのであるから、この面では、被相続人の権利義務を承継した相続人と同様の地位にあるということができるところ、本件養子縁組が無効であるか否かは、養親の相続関係に直接の影響を与えるものである。そして、養子縁組無効確認の訴えの性質は確認訴訟であって、これを提起できる者を自然人に限るべき根拠はない。そうすると、養親の相続財産法人である被控訴人は、本件養子縁組が無効であるか否かによって相続に関する地位に直接影響を受ける者として、本件養子縁組の無効確認を求める法律上の利益を有するというべきであり、原告適格を欠くとはいえない。控訴人の主張は採用することができない。」とした。

### (3) 従前の判例の評価

以上の裁判例から分かるように、第2次大戦後、⑪の最高裁判決が出されるまでの下級審においては、大審院の判例（原告が養親または養子と親族関係にあること、あるいは縁組無効により何らかの権利を得または義務を負うとことといういずれかの要件を充足すればよいとした④判決）とは異なり、第三者が養子縁組無効の訴えを提起する場合、(a)原告である第三者が養親ないし養子と親族関係にある

ことに加えて、(b) 養子縁組の無効確認により相続、扶養その他の身分的権利義務に直接に影響を受ける者であること、または特定の権利を取得し、もしくは義務を免れる者であることを要求する立場に従っていた。

⑪の最高裁判決は、養子縁組が無効であることにより自己の身分関係に関する地位に直接影響を受ける者にもみ当事者適格を認めるという立場を打ち出した<sup>8)</sup>。この立場を正確に理解するためには、(ア)「自己の身分関係に関する地位」とは何を意味しているのか<sup>9)</sup>、(イ) 養子縁組の無効確認によって「直接影響を受ける」のはどのような場合なのかを明らかにする必要があった。本件の控訴審と最高裁の結論が分かれたのも、この点に関する判断の違いがその原因になっている<sup>10)</sup>。

(ア)については、原告自身の相続権や扶養義務などの権利義務に影響を受ける場合（養子縁組が有効であれば、相続人の数が増えるため自らの相続分が減少する場合や、相続人の地位を失う場合など）、その条件を満たしているとするのが多数説であり、(イ)については、民法877条2項に定める扶養を命ずる審判などの何らかの手続きを経由しなくても権利義務に影響が生じることを意味している<sup>11)</sup>というのが一般的な理解になっている。

7) この事案では、被告は、「相続財産管理人の選任手続に瑕疵があり、原告の代表者には代表権限がない」との主張を行ったようであるが、この点について、裁判所は、「相続人のあることが明らかでない場合の相続財産管理人の選任は、家事審判法9条1項甲類32号の審判事項として家庭裁判所の専権に属するものとされており、選任の要件を欠くことが一見して明白であるにもかかわらず審判がされたなど、当該審判を無効とみるべき特段の事情がある場合のほかは、その審判の効力を他の訴訟等において争うことは許されないと解される。そして、控訴人が別件審判の瑕疵として主張するのは、控訴人に意見を述べる機会を全く与えなかったことの手続上の不当のほか、別件審判の申立人らが花子の特別縁故者に該当すると認めたこと及び本件養子縁組が無効である疑いがあるとしたことについての判断内容の不当をいうものにすぎず、いずれも、上記特段の事情には当たらない。したがって、被控訴人代表者の権限を争う控訴人の主張は理由がない。」としりぞけている。

8) この立場では、養親または養子の一方と親族関係にあることという要件は課されていないが、「養子縁組の無効により自己の身分関係に関する地位に直接影響が生じること」という表現からすれば、親族以外の第三者がこうした利益を有する場合は想定しがたいとされている（富越和厚「最高裁判例解説（民事篇）昭和63年」96頁。）。そうすると、親族関係にあることが原告適格の要件であるかないかはあまり意味がないことになる。

9) この点について、本問靖規「判例批評」民商100巻3号（1989年）136頁は、「養子縁組の無効が相続扶養等の権利義務」に限定されるのか、あるいは「親族関係の血統的純正の保持」という親族感情ともいうべき利益も含めるのか問題になるとされている。

10) 酒井一・月刊法学教室466号（2019年）125頁。

11) 富越和厚・前掲書96頁以下。



### 3 本件判決の立場

本件判決において、養親（被相続人）から包括遺贈を受けた受遺者について、養親とは親族関係にはなく、また養子とは傍系の姻族関係があるにとどまり、かりに養子縁組が有効であるとしても、相続や婚姻障害に関して影響が生じないのみならず、扶養義務との関係でも、家庭裁判所の審判により扶養が命じられない限り影響を受けることがないので（したがって、「直接影響を受ける身分法上の地位はないことになり」）、「包括遺贈を受けた当該受遺者の地位は身分法上の地位には該当しない」とした。したがって、①判決で最高裁が示した基準を適用した具体例として実務上重要なものであると評価されている<sup>12)</sup>が、果たしてこの判断は妥当なものであったのだろうか。筆者は疑問をもっている。

本件控訴審判決は、すべての相続財産の包括遺贈を受けた受遺者は、養子縁組が有効であれば養子から遺留分減殺請求を受ける地位にあり、この請求を受けたときには、自らの財産上（相続）の権利義務に影響を受けることが明らかであること、さらに（全部包括遺贈である本件では直ちに問題になるわけではないが、）一部包括遺贈がなされ、受遺者以外に相続人がいるときには、受遺者は遺産分割の当事者となるべき地位を有することになることを指摘し、養親から包括遺贈を受けた受遺者という地位は養親

の相続に関する地位であるといえるから、自己の身分関係に関する地位に影響を受ける者に当たるといふべきであるとしている。法人には身分関係を観念することはできないとしながら、相続人の地位との類似性を指摘して相続財産法人に養子縁組無効の訴えについての原告適格を認めた<sup>13)</sup>判決とも、考え方は共通しているとも考えられる<sup>13)</sup>。

また、結果的に最高裁によってその結論が支持された第一審判決では、養子が受遺者に対して提起した別件訴訟である遺留分減殺請求訴訟において、受遺者は養子縁組の無効を主張することができるから、十分自らの利益を保護することができるとし、かりに遺留分減殺請求訴訟の決着がついた（養子縁組無効を理由として請求が棄却された）のちに養子（その相続人である配偶者）から受遺者の地位を争うために亡養親の遺言無効確認の訴えが提起されたとしても、そこでも原告の適格を争うために養子縁組無効を主張することができるので問題はないとしている（前訴判決では、養子縁組の無効は理由中の判断であるから既判力が生じる対象にならない）。しかし、同じ争点（養子縁組の効力）について形を変えて何度も訴訟を提起されることになる受遺者の利益は十分守られているといえるのか、大いに疑問である<sup>14)</sup>。

また、最高裁の立場では、養子縁組の効力について

12) 家庭の法と裁判21号（2019年8月）53頁の本件判決の解説。

13) なお、③判決については、青木哲教授の判例評釈（私法判例リマックス42号114頁以下）があり、大阪高裁の考え方について、①相続財産法人を「相続開始時において被相続人に属していた一切の権利義務およびその他の法律関係を承継するもの」と理解し、被相続人の権利義務を承継した相続人と同様の地位にあると位置づけることから出発し、②相続財産法人は、被相続人の相続財産（暫定的な）帰属主体であるから、(a) 相続財産の帰属主体という「相続に関する地位」を縁組無効確認を求める法律上の利益を基礎づける「自己の身分関係に関する地位」に含めるとされる。そして、「（縁組無効により）直接（身分関係に関する地位について）影響を受ける」ことについて、「本件養子縁組が無効か否かは、被相続人の相続関係に直接影響を与えるもの」であり、「被相続人の相続財産法人は、本件養子縁組が無効であるか否かによって相続に関する地位に直接影響を受ける者」とする。というのは、縁組が有効であることが明らかになれば、「相続人のあることが明らかになったとき」として、法人が成立しなかったものとみなされ（民955条）、相続財産法人は相続財産の帰属主体ではなくなるのに対して、縁組の無効が明らかになれば、相続財産法人が相続財産の帰属主体であり、相続財産管理人による相続財産の清算が行われることになるからであると説明される。

14) 第一審判決は、「原告は、本件請求の本案判決が得られなくても、別件訴訟（遺留分減殺請求訴訟）で本件養子縁組の無効を主張すれば、被告に対して自己の権利利益を防御することができるし、仮に被告が原告の包括受遺者の地位を争う別途の法的手続をとったとしても、同様に自己の権利利益を防御することができるから、上記のように解したとしても、原告に過酷な不利益が生ずることはない。原告の主張は、被告の同種の主張を先制攻撃的に封じておきたいというに過ぎず、採用の限りでない。」と述べているが、養子縁組の効力という同じ問題をめぐって何度も訴訟を起こされるのは煩雑に耐えないから1回の訴訟で決着をつけたいというのは当事者にとって正当な要求なのではあるまいか。何度も訴訟に应诉しろという裁判官の感覚には驚かされる。

て実質的に相反する複数の判決が出される可能性があり（養子縁組の効力は前提問題として争われるので、その判断に既判力は生じないからである。）、それは身分関係の画一性の要請に反することになる<sup>15)</sup>。

とりわけ、本件のように原告以外に養子縁組無効確認の訴えを提起するであろうと予想できるような養親と近い関係にある親族がない場合には、その効力に問題があると指摘されている養子縁組が半永久的に戸籍に記載されたまま放置されるという状態が生じることになるが、それは戸籍制度そのものの正当性を疑わせることにもなりかねないのではないだろうか。

---

15) この点については、本間・前掲「判例批評」143頁、林屋礼二「判例批評」判例評論358号56頁以下を参照。